

令和5年度 事業者連絡会（集団指導）で寄せられた質問・回答

	サービス種別	集団指導に対する質問	回答	根拠法令等
1	全サービス	「令和6年度介護報酬改定の項目について」スライド10、（高齢者虐待防止の推進）について、運営規程に定める「虐待の防止のための措置に関する事項」の具体的な内容とはどのようなものでしょうか。	運営規程には、虐待の防止に係る組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修の方法や研修計画等）や、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等について、記載してください。	
2	全サービス	テレワークについて、具体的にどのような活用方法があるのか例を挙げて頂けないでしょうか。	介護保険最新情報Vol.1237「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（令和6年3月29日）」をご確認ください。	
3	全サービス	「区に寄せられた苦情・相談の一部。」について、具体的にどのような苦情相談が寄せられているのか、内容が分かれば施設としての対応がしやすいのですが、お示しいただけないでしょうか。	区ではいただいた苦情・要望を取りまとめたものを相談白書という形で区のHPにて公開しております。東京都国保連合会でも同じく相談白書として公開しておりますので併せてご確認ください。	
4	介護予防支援	「給付に関する事項」スライド4-5、(1)居宅介護支援事業所が介護予防支援を行う場合の取り扱いについて、居宅介護支援事業所が区市町村から介護予防支援事業所の指定を受けた場合も、ケア24から委託を受けて介護予防ケアマネジメントを実施することは可能という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
5	介護予防支援	①運営指導における主な指摘事項（ケアマネジメント編）のスライド26、主な指摘事項（6）ケアプラン確定について、文書により同意した署名を得るとなっていますが、捺印は不要という解釈でよろしいでしょうか。 ②第6表・7表を利用者に渡し（説明し同意を得ている）記録に残している場合、居宅介護支援事業所に保管する第6表（控）とは、PCシステム内に保存・保管されていることでよろしいでしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②お見込みのとおりです。	
6	介護予防支援	「給付に関する事項」スライド17について、「原則的には償還払いで対応となる。」場合の、具体的な流れを教えてくださいませんか。	償還払いでの対応となった場合の流れは、以下のとおりとなります。 ①各サービス事業者は、利用者にサービス利用料10割の請求を行う。 ②サービス事業者は、領収証とサービス提供証明書（給付費明細書のようにサービス種類、サービス内容、サービスコード、単位数、回数がわかるもの。事業者印が必要）を利用者に交付する。 ③利用者は領収証とサービス提供証明書を添付のうえ、「介護保険居宅介護（介護予防）サービス費等支給申請書」を区に提出する。 ④利用者にはおおむね1カ月後に保険給付分を区から振り込む。 ⑤サービス事業者は利用者から全額（10割）徴収するので、国保連への請求は行わない。 なお、サービス費等支給申請書は区公式HPに掲載していないので、償還払いの事例が発生した場合は、お手数ですが、給付係にご連絡ください。個別に対応いたします。	

	サービス種別	集団指導に対する質問	回答	根拠法令等
7	介護予防支援	「給付に関する事項」スライド10（答）の2段目に、「認定前の被保険者は、市町村に届出の上で、」とありますが、杉並区も同様の取扱いと考えてよろしいでしょうか。	杉並区では、認定前の暫定ケアプランによるサービス利用についての届出は特に求めています。	
8	介護予防支援	「給付に関する事項」スライド17に、「認定結果が出た時点で早急に地域包括支援センターに暫定ケアプランの引継ぎを行う。」とありますが、見込みで暫定要介護プラン作成の場合は、今まで通り、そのまま再委託という形で居宅介護支援事業所に予防プラン（予防支援と総合事業）を作成してもらって良いのでしょうか。	かまいません。 初めて要介護（要支援）認定申請を行い、要支援となった者について、初回の介護予防ケアマネジメントは原則再委託不可ですが、例外的に初回の介護予防ケアマネジメントから委託できる場合として、 ①同居している家族等が要介護（要支援）認定を受け、既に居宅介護支援事業所の介護支援専門員がケアマネジメントを行っている場合 ②要介護を想定して居宅介護支援事業所が担当していたが、認定結果が要支援となった場合などを想定しています。	
9	介護予防支援	「給付に関する事項」スライド18に、「生活保護受給者については、自己作成扱いは行うことができません」と記載されていますが、当該ケース発生時の事務処理についてご教示下さい。	福祉事務所の担当ケースワーカーにご相談ください。 自己作成扱いにすると、介護券が発行されないため、利用料のうち被保険者の自己負担分（1割）について、生活保護受給者本人から支払ってもらう必要が生じます。担当ケースワーカーが、自己作成扱いにして構わないと判断した場合は、給付係で自己作成扱いを受け付けます。担当ケースワーカーに確認済みであることをお伝えください。	
10	居宅介護支援	運営指導における主な指摘事項（介護報酬編）居宅介護支援 スライド28、報酬改定内容（特定事業所加算）の算定要件について、「ヤングケアラーや障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」とは、事業所主催でなければならないのでしょうか、それとも参加することで要件を満たすということで良いのでしょうか。また、頻度についての定めはあるのでしょうか。	算定要件に沿った事例検討会に参加していれば、当要件を満たすものと考えます。 頻度については、参加していることが要件となっていますので、事業所で必要と判断される事例検討会に参加していただくようお願いいたします。	・介護保険最新情報Vol.1213（令和6年3月15日）別紙1、第3の14⑩ ・介護保険最新情報Vol.1225（「令和6年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol.1）（令和6年3月15日）」の送付について）問116、117参照
11	居宅介護支援	「介護報酬編」スライド11、報酬改定内容（入院時情報連携加算）について、入院時情報連携加算（Ⅰ）は入院当日、入院時情報連携加算（Ⅱ）は入院後3日（事業所の休業日は除く）以内に情報提供を行った場合、とありますが、入院したタイミングが営業時間内か営業時間外かで算定できる日数が変わるのででしょうか。例えば、土日祝休業日で、金曜日の事例（1）営業時間内に入院した場合事例（2）営業時間外に入院した場合いつまでに情報提供を行えば入院情報連携加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定できるのでしょうか。	お見込みのとおりです。算定可能な日数等については、別紙を参照してください。 ご質問の事例の場合、事例（1）の場合、当日に情報提供を行えば、（Ⅰ）が算定可能です（別紙①参照）。翌日又は翌々日に情報提供を行えば、（Ⅱ）が算定可能です（別紙⑥参照）。 事例（2）の場合、当日又は翌日に情報提供を行えば、（Ⅰ）が算定可能です（別紙②参照）。翌々日又は入院後3日以内に情報提供を行えば（Ⅱ）が算定可能です（別紙⑦）。	・介護保険最新情報Vol.1225（「令和6年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol.1）（令和6年3月15日）」の送付について）問119参照

	サービス種別	集団指導に対する質問	回答	根拠法令等
12	居宅介護支援	「ケアマネジメント編」スライド7、(福祉用具貸与と購入の選択制の導入)について、「対象となる福祉用具」の中に歩行器(歩行車を除く)とありますが、タイヤがついていれば対象ではないということでしょうか。	お見込みのとおりです。 具体的には、貸与告示第九項に掲げる「歩行器」のうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除かれます。	・介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて(平成12年1月31日老企第34号) ※当該通知については、参考資料参照
13	居宅介護支援	「ケアマネジメント編」のスライド7、(福祉用具貸与と購入の選択制の導入)について、(1)施行日以前から選択制の対象福祉用具の貸与を開始している利用者の場合、モニタリングはどのような時期に行うのが適切でしょうか。(2)当利用者について、施行日以後に特定福祉用具販売を選択することができるのでしょうか。	(1)施行日以前の利用者に対しては、利用者ごとに随時適切にモニタリングを実施してください。 (2)お見込みのとおりです。「利用者が販売を希望する場合は、福祉用具貸与事業者、特定福祉用具販売事業者、居宅介護支援事業者において適切に連携すること」と国のQAで言及されているため、貸与と販売の提案に係る利用者の選択に資する情報提供についても随時行ってください。	・介護保険最新情報Vol.1225(「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)」の送付について) 問99、100
14	訪問介護(訪問型サービス含む)	口腔連携強化加算について、報告の際のフォーマットや事務処理手順を提示していただきたいと思います。	様式については、「介護保険最新情報Vol.1213(令和6年3月15日)」に掲載されているため、ご参照ください。 また、口腔の健康状態の評価を行うに当たっては、別途通知「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」及び「入院(所)中及び在宅等における療養中の患者に対する口腔の健康状態の確認に関する基本的な考え方」(令和6年3月日本歯科医学会)等をご確認ください。	・介護保険最新情報vol.1213(令和6年3月15日) 別紙1、第2の2(23)、(別紙様式6)口腔連携強化加算に係る口腔の健康状態の評価及び情報提供書 ※(別紙様式6)については、参考資料参照 ・介護保険最新情報Vol.1217「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」 ※当該通知については、参考資料参照
15	通所介護(通所型サービス含む)	「令和6年度介護報酬改定の項目について」スライド17、(認知症介護基礎研修の受講の義務付け)について、認知症介護基礎研修の対象外となる資格に、柔道整復師は含まれるでしょうか。	柔道整復師は義務づけの対象外となります。受講は必須ではありません。	・介護保険最新情報Vol.1225(「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)」の送付について) 問156 ・令和4年2月25日時点/東京都作成「認知症介護基礎研修に関するよくあるご質問」
16	通所介護(通所型サービス含む)	(入浴介助加算の見直しに関して)国の想定している『入浴介助に関する研修等』について、具体的にお示しいただけますか。	入浴介助に関する基礎的な知識及び技術を習得する機会を指すものと想定しています。 具体的には、脱衣、洗髪、洗体、移乗、着衣など入浴に係る一連の動作において介助対象者に必要な入浴介助技術や転倒防止、入浴事故防止のためのリスク管理や安全管理等が挙げられます。	・介護保険最新情報Vol.1225(「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)」の送付について) 問60参照

	サービス種別	集団指導に対する質問	回答	根拠法令等
17	短期入所生活介護	<p>「令和6年度介護報酬改定の項目について」スライド6、（身体的拘束等の適性化の推進）について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「短期入所系サービスが身体的拘束等の適性化のための措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施）が義務付けられました。」という話がありましたが、すでにある施設系（特養）で設けている委員会と一体的な開催でよろしいでしょうか。 ・指針の整備は、特養で整備した指針とは分けて整備した方がよろしいでしょうか。 ・研修の定期的な実施は、施設系（特養）の研修と一体的な開催としてもよろしいでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「委員会の開催」：関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。とありますので、一体的な開催で構いません。 ・「指針の整備」：併せて整備しても構いませんが、短期入所生活介護の内容も含まれていることを明記する必要があると考えます。 ・「研修の定期的な実施」：施設との合同開催でも構わないと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険最新情報vol.1213（令和6年3月15日）別紙10 第3の8の3（4）参照